|  |
| --- |
| **令和７年度　「人生会議」の認知度向上に向けた**  **普及啓発企画・運営業務に係る企画提案公募要領** |

大阪府（以下「府」という。）では、令和５年度に『いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例』を施行し、より一層の人生会議の普及啓発と実践につなげる取組を実施しています。一方、令和５年度に実施した認知度調査での、人生会議を知っていた方が11.1%という調査結果を踏まえ、第８次大阪府医療計画においては、人生会議に関する認知度を計画期間中に20%とする目標値を掲げ、更なる普及啓発に取組んでいるところです。このたび、令和７年度　「人生会議」の認知度向上に向けた普及啓発企画・運営業務を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

**１　委託業務名**

　　令和７年度　「人生会議」の認知度向上に向けた普及啓発企画・運営業務

(1) 本業務の趣旨・目的

自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、ご家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有しておくことを人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）といいます。

人生の最終段階において、本人の意思に沿った医療・ケアが行われるためには、日頃から、府民一人ひとりが自分の望む医療・ケアについて前もって考え、家族や医療・介護従事者などに自分の意思を伝えておくことが重要です。

本事業では既存の取組に加え、府民参加型のイベントやSNS動画広告の配信等、様々な広報媒体の活用を企画・運営することで、人生会議に触れる機会をつくり、まずは「人生会議」を知ってもらい、その意義や手順を理解し、今後の人生をどう生きたいか自分の価値観を認識することで、人生会議の実践につなげることを目的に実施するものです。

(2) 業務概要

　別紙仕様書のとおり

　(3) 委託上限額

12,170千円（消費税及び地方消費税相当額含む）

**２　スケジュール**

　　令和７年３月26日（水曜日）　公募開始

　　令和７年４月３日（木曜日）　オンライン説明会開催

　　令和７年４月10日（木曜日）　質問受付締切

　　令和７年４月23日（水曜日）　提案書類提出締切

　　令和７年５月1日（木曜日）　選定委員会

　　令和７年５月中旬　　　　　 　契約締結・事業開始

　　令和８年３月24日（火曜日）　事業終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近　１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

　　ア　配布期間

　　　　令和７年３月26日（水曜日）から令和７年４月23日（水曜日）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

イ　配布方法

　　　　保健医療企画課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/zaitaku/acp-puropo.html）からダウンロードできます。なお、紙媒体による配布及び郵送による配布は行いません。

ウ　受付期間

　　　　令和７年３月26日（水曜日）から令和７年４月23日（水曜日）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

　　エ　受付場所

　　　　大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課在宅医療推進グループ

　　　　住　　所：大阪市中央区２丁目大阪府庁本館６階

　　　　電話番号：06-6944-6025

　　オ　提出方法

　　　　書類は必ず受付場所に持参してください（郵送による提出は認めません）。

カ　費用の負担

　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア　応募申込書（様式１：正本１部、副本８部）

　 イ 企画提案書（様式２：正本１部、副本８部）

　　　　※企画提案書を補足する資料については、様式自由

　　ウ　応募金額提案書（様式３：正本１部、副本８部）

　　エ　事業実績申告書（様式４：正本１部、副本８部）

※過去（公募開始日以前３年以内）に実施した類似の企画運営業務の実績に関し、本業務へ活用できる関連性を記載してください。特に実績が無い場合は、その旨を記載し提出してください。

　　オ　共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式５：１部）

②共同企業体協定書（写し）（様式６：１部）

③委任状（様式７：１部）

④使用印鑑届（様式８：１部）

カ　誓約書（参加資格関係）（様式９：１部）

キ　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

ク　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

　　②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

　　　　③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

　　ケ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

　　　　　・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

　　　　②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

　　コ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

　　　　②損益計算書

　　　　③株主資本等変動計算書

　　サ　障害者雇用状況報告書の写し（１部）

ａ常用雇用労働者数が 40 人以上の事業主の場合

　　　　・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40人以上)に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

　　　・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

　　　（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

　　　ｂ常用雇用労働者総数が 40 人未満の事業主の場合

・「障がい者の雇用状況について」（様式１０）（１部）

(3) 応募書類の返却

　　 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

　 ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

　　イ　応募書類はカラーとモノクロ（白黒）のどちらも可とします。

　　ウ　応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD－R等）での提出もお願いします。

エ 提出する副本に提案事業者が特定できる内容（代表者名、社章、所在地、電話番号等含む）が記載されている場合は、当該箇所を黒塗りし提出してください。

　　オ　正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

　　　＜記入例＞「令和７年度「人生会議」の認知度向上に向けた普及啓発企画・運営業務」提案

　　　　　　　　書

　　　　　　　　　株式会社○○（法人名）

　　カ　副本の表紙及び背表紙には副本であることと提案事業タイトルのみを記入してください。

　　　＜記入例＞副本「令和７年度「人生会議」の認知度向上に向けた普及啓発企画・運営業務」

提案書

　　キ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

　　ク　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

　(1) 開催日時

　　　令和７年４月３日（木曜日）　午後２時から３時まで

　(2) 開催場所

　　　TeamsのWeb会議機能を使ったオンライン説明会

　(3) 申込方法

ア 参加希望者は、「件名」に「【令和７年度「人生会議」の認知度向上に向けた普及啓発企画・運営業務説明会申込】」と明記して

電子メール(zaitakuiryo@gbox.pref.osaka.lg.jp)でお申し込みください。

イ メール本文に、（法人の場合は）法人名、参加者職氏名、連絡先、参加人数を記入してください。

　　　 ※口頭又は電話による申し込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

　　　令和７年４月１日（火曜日）正午まで

**６　質問の受付**

(1) 受付期間

公募開始日から令和７年４月10日（木曜日）　午後５時まで

(2) 提出方法

　 ア 質問者は、「件名」に「【令和７年度「人生会議」の認知度向上に向けた普及啓発企画・運営業務への質問】」と明記して

電子メール(zaitakuiryo@gbox.pref.osaka.lg.jp)でお申し込みください。で受け付けます。

　　イ 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

ウ 質問への回答は保健医療企画課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/zaitaku/acp-puropo.html>） に掲示し、個別に　　　は回答しません。

**７　審査の方法**

(1) 審査方法

　ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、価格点を除いた点数が上位の者を最優秀提案事業者とする（※）。※選定委員の多数決による決議

　　イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の方法や日時は、事前に通知を行います。なお、応募者多数の場合には、書類審査による一次審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があります。

プレゼンテーション審査でスライドや映像を使用することは可能です。その場合、スクリーン及びプロジェクターは、大阪府で用意しますが、それ以外に必要な機材（パソコン・ケーブル等）は提案事業者で用意してください。なお、準備にかかる時間は3分程度となりますので、ご注意ください。

※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、団体名、担当者名等の個人情報を含めないでください。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| 事業目的及び事業内容の理解度 | ・事業目的及び内容に関する理解や認識が十分にあるか。  ・提案内容が、事業の趣旨に合っているか。  ・本府が考える課題解決に結びつくか。 | 10点 |
| ・事業全般にかかる実現可能な内容が提案されているか。 | ５点 |
| 「人生会議の日」に向けた府民参加型イベントの企画・運営」に係る企画提案 | ・“人生会議”をまずは知ってもらうことを大きな目的としているか。  ・企画の内容やプログラムは、参加者に人生会議に触れる機会をつくり、人生会議の意義を理解し、今後の人生をどう生きたいか自分の価値観を認識することで、人生会議の実践につなげることができるような内容となっているか。  ・幅広い世代（概ね２０代～６０代）が人生会議に興味・関心を持ち、イベントへの参加や今後の人生会議の実践に資する内容の広報となっているか。  ・イベントの広報展開・手法は目標値の達成が見込めるものとなっているか。  ・出演者等は本普及啓発の趣旨やイベントのコンセプトに適した人物が選定されているか。  ・会場だけではなく、会場以外からも参加できる手法となっているか。＜例＞公開講座実施の際のオンデマンド配信等  ・イベント参加者だけではなく、家族、知人、同僚等、当日以降の普及啓発にもつながる内容となっているか。  　＜例＞  新聞やテレビなどメディア等とのタイアップし、イベント告知やイベントの模様（参加者へのインタビュー等）の広報等  ・イベント内容の企画にあたっては、メディアが注目するような内容とし、報道等で取り上げられる工夫がされているか。  ・イベントの効果が当日のみならず、事前・事後の周知（プレイベント等含む）により、普及啓発が継続するような内容となっているか。 | 30点 |
| 「人生会議」の普及啓発関係の立案及び実施」に係る企画提案 | 【「人生会議の日」に向けた普及啓発】  ・広く府民全体に対して、展開ができる広報手段であるか。  ・広告時期・期間、時間帯等が適切に設定されているか。  ・（SNS広告の場合）表示数は、大阪府が設定した各コンテンツの表示回数をベースに広報に効果的な回数となっているか。  ・掲出目標数（設定するKPI含む）は妥当なもので、目標数を達成するための方策は適切か。  ・普及啓発の効果検証において、測定方法は適切か。  ・改善策を検討するために必要な分析及び対応であるか。  ・契約期間内に計画的・効率的に進行しつつ、ターゲットに動画等を最後まで見てもらうという点が達成できるような計画・体制・費用配分となっているか。  ・大阪府が作成した啓発動画や新たに作成する動画等を活用した効果的な広報の工夫がされているか。  ・広報媒体や広報スケジュールは適切か。 | 15点 |
| （新たに制作する動画等について）  ・府民全体が人生会議に興味・関心を持ち、今後の人生会議の実践につながるような内容の新たな動画等の制作方法を提案しているか。  ・また、適切な内容であるか。 | ５点 |
| 【その他年間通した普及啓発の実施】  ・人生会議の普及啓発や実践につながる効果的な広報媒体や、広く府民全体に対する広報の展開手法が立案されているか。  ・年間を通じた普及啓発に関する工夫がされているか。  （年間複数回の体験コーナーの実施、パネル展等）  ・普及啓発の効果検証において、測定方法は適切か。  ・改善策を検討するために必要な分析及び対応であるか。 | 10点 |
| 業務遂行能力 | ・事業の運営体制及び配置人員等が具体的に提示され、無理なく実施できるスケジュールが示されているか。  ・イベント運営については、適切な体制・配置人員を提案されているか。  ・事業全体を総括する総括責任者及び各業務において責任者が設定されているか。  ・過去（令和３年４月１日以降）に同種又は類似する業務（特にイベント運営）を完了した実績があるか。 | 10点 |
| 障がい者雇用 | ・常用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用労働者40人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているか。 | ５点 |
| 価　格　点 | 価格点の算定式（例）  満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格  （上記計算式で算出した数値の小数点以下第２位を四捨五入する） | 10点 |
| 合　　　　計 | 100点 |  |

　　　(3) 審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を保健医療企画課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/zaitaku/acp-puropo.html）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

1. 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

　(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に 掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受

けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によ

る。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募

提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。